

🍌 こんにちは わ だより 🍌 第 31 号

新しい年を迎えて、早や 2 週間が過ぎました。例年に比べると暖かなお正月でしたね。遅ればせながらのご挨拶になりますが、今年もよろしくお願いたします。「申年に赤い下着を贈ると病が治る」「申年に送られた下着を身に着けると元気になる」などの言い伝えが日本各地にあるそうです。



個人番号（マイナンバー）の利用が始まりました

- ◆ 1 月から市の一部の事務で申請書などにマイナンバーを記入する必要があります。マイナンバーが必要な手続きでは、マイナンバーが記載された書類(通知カードなど)による「番号確認」と手続きを行う方の「本人確認」が法律で義務付けられています。
 - ◆ マイナンバーの記入が必要となる主な事務に関しましては、28 年 1 月 1 日号の酒田市広報をご参照ください。詳しくは酒田市役所(代表)または、広報に記載されている担当課にお問い合わせください。
 - ※ マイナンバーは、法律・条例で定められた事務のみで利用されます。
 - ※ 法改正などにより変更になる場合があります。
- 〈お問い合わせ〉
酒田市役所 0234-22-5111(代表)
- ※ 住民票を移していない方は、各市町村にお問い合わせください。

- ◎ 酒田市役所は 1 月 4 日から新庁舎で業務を開始しています。また、市民課窓口の受付方法が変わり、1 階市民課前のフロアに受付番号発券機が設置されました。お手続きの際は、時間に余裕をもって行かれるのが良いかもしれませんね。
- 〈お問い合わせ〉

市民課住民係 0234-26-5723



マイナンバー詐欺にご注意ください

マイナンバー制度に便乗した勧誘や個人情報を取得しようとする電話、メール、手紙、訪問などに関する相談が、全国の役所や消費生活センターに数多く寄せられています。口座番号や家族構成、資産や所得の情報、年金の情報などを電話で聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることはありません。おかしいと思ったら、すぐに相談してください。

〈酒田市消費生活センター〉 0234-26-5751
〈内閣府マイナンバー専用コールセンター〉 0570-20-0178

訪問活動実施にあたってのお礼

今年度も 11 月から 12 月にかけて山形県からお預かりしているお米と資料をお届けさせていただきました。もうじき丸 5 年が経とうとしています。今後についてさまざまな選択があり、多くの方々が大きな岐路に立っている印象を受けました。

これからも微力ではございますが、お力になれたらと考えております。
突然の訪問にも関わらず、貴重なお時間をありがとうございました。



福島県ふるさと住宅移転（引越し）補助金交付にかかる Q&A

27年12月25日に危機管理課より発送いたしました「福島県ふるさと住宅移転（引越し）補助金について」東日本大震災及び福島第一原発事故により、応急仮設住宅等に入居していた方が、自宅等へ移転した場合に要した費用についての Q&A の一部をご紹介します。

Q1 どんな世帯が対象となるのか。

A1 県内外の応急仮設住宅等から県内の自宅等へ移転される世帯が対象となります。また、補助金交付要綱の施行前（平成 27 年 12 月 6 日まで）に既に移転が完了している世帯につきましては、応急仮設住宅等に 2 年を超え入居していた世帯に限り、対象となります。

なお、避難指示区域（平成 27 年 10 月 1 日現在）からの避難世帯や、市町村で実施している移転費用の補助を含む事業の対象世帯、また応急仮設住宅等の不適切利用が認められる世帯については、対象となりません。

Q2 「2 年を超えて」とは具体的にどのように考えればよいのか。

A2 応急仮設住宅に入居している期間（契約期間や使用許可期間ではない）が 2 年を超える場合が対象となります。

例：《 対象 》 入居日 平成 23 年 5 月 1 日 退去日 平成 25 年 5 月 1 日
《 対象外 》 入居日 平成 23 年 5 月 1 日 退去日 平成 25 年 4 月 30 日

なお、福島県内の借上げ住宅に入居している世帯のうち、入居当初被災者自らが契約していた期間について、当該契約を県名義に置き換え、家賃等の返還（遡及措置）を行った世帯については、当該契約の始期が入居日となります。

また、雇用促進住宅、UR 賃貸住宅については、平成 24 年度から災害救助法に基づく応急仮設住宅の取扱いとなりましたが、平成 23 年度より当該住宅へ入居している世帯につきましては、当該入居期間も含めて 2 年を超える場合が対象となります。

Q3 応急仮設住宅 1 戸に家族 6 人で入居しているが、退去する際 2 人ずつ 3 戸の別な住宅に移転した。それぞれ申請できるのか。

A3 当該補助金の交付申請は、1 世帯（自宅等へ移転する直前に入居していた応急仮設住宅等 1 戸）当たり 1 回となります。個別の事情により、複数の住宅に移転した場合であっても、申請は、世帯員全員が退去した後、1 回に限りすることができます。

なお、この場合補助金の申請者は最後に退去した世帯員のうち、補助の要件を満たす移転をした者に限り、補助金の額の区分についても、その者の人数によるものとします。

◎ 上記はほんの一例です。今後、移転に関して気になることがございましたら、
福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル 0120-303-059 まで
お問い合わせください。

1 月 2 月は太陽を見ない日が続きますね・・・



紫外線を浴びることで、体内で活性化するビタミン D。日照の少ない地域や季節は、ビタミン D の生産が低下します。このビタミン D はカルシウムの吸収をよくし、骨や歯への沈着を助けます。身近にある食品からも摂取できます。

- ・シラス・すじこ・紅鮭
- ・干シイタケ・卵・乳製品等



インフルエンザの予防やイライラ防止にも効果があるそうです。

今後の予定

☆1月☆

19日 こんにちわサロン
21日 手芸の会
25日 避難ママのお茶会
28日 手芸の会

☆2月☆

4日 手芸の会
16日 こんにちわサロン
18日 手芸の会
22日 避難ママのお茶会

★こんにちわサロン 13:00～

★手芸の会 10:00～ ★お茶会 10:00～ です。

お問い合わせ先

酒田市地域福祉センター内

酒田市社会福祉協議会 新橋 2 丁目 1-19

（避難者生活支援相談員：池田☺ 泉☺）

TEL:0234-23-5765/FAX:0234-24-6299

メール：konnichiwa@sakata-shakyo.or.jp

* 電話・窓口は平日 8:30～17:15 です。